

神奈川県立保健福祉大学学則

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 2 条）
- 第 2 章 組織（第 3 条～第 21 条）
- 第 3 章 学年、学期及び休業日等（第 22 条～第 26 条）
- 第 4 章 入学（第 27 条～第 32 条）
- 第 5 章 教育課程、単位及び履修方法（第 33 条～第 34 条）
- 第 6 章 卒業及び学位（第 35 条～第 36 条）
- 第 7 章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍（第 37 条～第 43 条）
- 第 8 章 入学検定料、入学料、授業料、履修料等（第 44 条）
- 第 9 章 賞罰（第 45 条～第 46 条）
- 第 10 章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、外国人留学生（第 47 条～第 51 条）
- 第 11 章 その他（第 52 条～第 55 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 神奈川県立保健福祉大学（以下「本学」という。）は、保健、医療及び福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授研究するとともに、保健、医療及び福祉の分野に関する総合的な能力を有し、ヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会において活躍できる人材を育成して、その成果を社会に還元し、もって県民の健康と生活の向上に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第 2 条 教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行うとともに、外部からの点検及び評価（以下「外部評価」という。）を受けるものとする。

2 自己評価及び外部評価について必要な事項は、別に定める。

第 2 章 組織

（学部）

第 3 条 本学に保健福祉学部（以下「学部」という。）を置く。

2 学部に設置する学科及び専攻並びに入学定員、編入学定員、編入学する年次及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	編入学定員(年次)	収容定員
看護学科	90人	3人(2年次)	360人
栄養学科	40人		160人
社会福祉学科	60人		249人
リハビリテーション学科			
理学療法学専攻	20人		80人
作業療法学専攻	20人		80人
計	230人	3人	929人

- 3 学部の教育研究上の目的、人材の養成に関する目的、その他必要な事項は別に定める。

(人間総合科)

第4条 学部に人間総合、基礎及び専門教育を担当する人間総合科を置く。

(大学院)

第5条 本学に大学院を置く。

- 2 大学院に保健福祉学研究科及びヘルスイノベーション研究科(以下「研究科」という。)を置く。
- 3 研究科に設置する専攻及び課程、並びに入学定員、収容定員は次のとおりとする。

研究科・専攻・課程	入学定員	収容定員
保健福祉学研究科		
保健福祉学専攻		
博士前期課程	25人	50人
博士後期課程	5人	15人
ヘルスイノベーション研究科		
ヘルスイノベーション専攻		
修士課程	15人	30人
博士課程	2人	6人
計	47人	101人

- 4 研究科の教育研究上の目的、人材の養成に関する目的、その他必要な事項は別に定める。

(附置機関)

第6条 本学に、附置機関として実践教育センター、ヒューマンサービスセンター、アドミッションセンター及びイノベーション政策研究センターを置く。

2 その他必要な事項は、学長が別に定める。

(図書館)

第7条 本学に、附属図書館を置く。

2 その他必要な事項は、学長が別に定める。

(事務局)

第8条 本学に、事務局を置く。

2 その他必要な事項は、学長が別に定める。

(主たる事務所の所在地)

第9条 本学の主たる事務所を、横須賀市平成町1丁目10番地1に置く。

(職員)

第10条 本学に、学長、副学長、学部長、研究科長、実践教育センター長、ヒューマンサービスセンター長、アドミッションセンター長、イノベーション政策研究センター長、附属図書館長、学科長、科長、教員（教授、准教授、講師、助教、助手）、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

(学長)

第11条 学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

第12条 副学長は学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。

(学部長)

第13条 学部長は学長の命を受けて学部の校務をつかさどる。

(研究科長)

第14条 研究科長は学長の命を受けて研究科の校務をつかさどる。

(学科長等)

第15条 学科長及び科長（以下「学科長等」という。）は、学長の命を受けて当該学科等の校務をつかさどる。

(附属図書館長)

第16条 附属図書館長は、附属図書館に関わる事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(センター長)

第17条 実践教育センター長、ヒューマンサービスセンター長、アドミッションセンター長及びイノベーション政策研究センター長は、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(事務局長)

第18条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(称号の付与)

第19条 学長は、必要があると認めるときは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第106条に規定する名誉教授及びその他必要な称号を付与することができる。

2 称号の種類及び称号の付与に関し必要な事項は学長が別に定める。

(教授会)

第20条 学部及び研究科に、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営について必要な事項は学長が別に定める。

(委員会)

第21条 本学に、大学全体の運営に関する連絡調整、企画、調査検討を行う委員会を置く。

2 委員会の種類、運営方法等は別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日等

(学年)

第22条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第23条 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第24条 本学の休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日（ただし、研究科は土曜日を除く。）

(3) 開学記念日 12月27日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 前項第4号から第6号に規定する休業期間は、学長が別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、学長は特別の必要があると認めるときは、臨時の休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

(修業年限)

第25条 修業年限は、学部の学生は4年、保健福祉学研究科保健福祉学専攻博士前期課程（以下「博士前期課程」という）及びヘルスイノベーション研究科ヘルスイノベーション専攻修士課程（以下「修士課程」という）の学生は2年、保健福祉学研究科保

健福祉学専攻博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）及びヘルスイノベーション研究科ヘルスイノベーション専攻博士課程（以下「博士課程」という。）の学生は3年とする。ただし、学長は、これによりがたい場合は、別に定めることができる。

（在学年限）

第26条 学部の学生は8年、博士前期課程及び修士課程の学生は4年、博士後期課程及び博士課程の学生は6年を超えて在学することはできない。ただし、学長はこれによりがたい場合は、別に定めることができる。

第4章 入学

（入学の時期）

第27条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学長は必要があると認めるときは、学期の始めとすることができる。

（入学志願の手続）

第28条 学部及び研究科に入学を志願する者は、入学願書に学長が別に定める書類及び入学検定料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

（入学者の選抜）

第29条 前条の規定により入学を志願する者については、別に定めるところにより、選抜を行う。

（入学手続及び入学許可）

第30条 学長は、前条の選抜の結果に基づき合格の通知を受け、所定の期日までに別に定める書類を提出及び入学料を納付した者の入学を許可する。

2 学長は、前項の規定にかかわらず、前条の選抜の結果に基づき合格の通知を受け、所定の期日までに別に定める書類及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則第11条の規定による減免申請書を提出した者の入学を許可する。

（編入学等）

第31条 編入学、転入学及び再入学並びに転学科に関し、必要な事項は学長が別に定める。

（入学許可の取消し）

第32条 学長は、前条の規定により入学を許可した者が次の各号の一つに該当するときは、入学許可を取り消すものとする。

- (1) 入学資格を満たしていないとき
- (2) 入学者の選抜において不正があったと認めたとき

第5章 教育課程、単位及び履修方法

(教育課程等)

第33条 学長は教育課程を編成し、成績の評価に基づき単位を授与する。

- 2 授業科目、単位、単位の授与及び履修方法等については、学長が別に定める。
- 3 メディアを利用して行う授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができるものとする。
- 4 前項の授業を実施する授業科目については、学長が別に定める。

(単位の計算方法)

第34条 単位の計算方法及び成績の評価については、学長が別に定める。

第6章 卒業及び学位

(卒業)

第35条 学長は、学生の卒業または修了を認定し、学位を授与する。

- 2 認定の要件は、学長が別に定める。
- 3 学長は、卒業または修了を認定した者に対し、証書を授与する。

(学位の種類)

第36条 前条第1項により学長は学部を卒業した者に学士を、博士前期課程及び修士課程を修了した者に修士を、博士後期課程及び博士課程を修了した者に博士の学位を授与する。

- 2 学位に付記する専攻分野の名称その他、学位の授与について必要な事項は学長が別に定める。

第7章 休学、復学、留学、転学、退学及び除籍

(休学)

第37条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により引き続き2箇月以上修学することができないときは、学長の許可を受けて休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。
- 3 疾病のため休学を願い出る者は、医師の作成する診断書を添付して願い出なければならない。

(休学期間等)

第38条 前条の休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合には、引き続き許可を願い出ることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、修業年限、在学年限には算入しない。

(復学)

第39条 第37条の規定に基づき休学した学生は、休学期間が満了したとき又は休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

第40条 外国の大学等に留学を志願する学生は、学長の許可を得て留学することができる。

2 学長は、前項の規定により留学した者について、当該留学した期間を第34条第1項に規定する在学期間に含めることができる。

3 第1項の規定による留学により修得した単位の取り扱いについて必要な事項は、別に定める。

(転学)

第41条 学生は、他の大学に転学しようとするときは、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第42条 学生は、退学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第43条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍する。

- (1) 修業年限、在学年限又は第38条第1項及び第2項に定める休学期間を超えた者
- (2) 第30条第2項に該当する者のうち、入学料を所定の期日までに納入しない者
- (3) 授業料を所定の期日までに納入しない者
- (4) 死亡した者

第8章 入学検定料、入学料、授業料、履修料等

(入学検定料等)

第44条 入学検定料、入学料、授業料、履修料等の額及び徴収方法は別に定める。

第9章 賞罰

(表彰)

第45条 学長は、表彰に値する行為のあった学生を、教授会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第46条 学長は、学則その他本学の定める諸規定に違反し、又は学生としての本分に反

する行為をした学生を、教授会の議を経て懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 成績不良で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なく出席の常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 懲戒の手続について必要な事項は、学長が別に定める。

第10章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、外国人留学生

(科目等履修生)

第47条 学長は、本学において開設する授業科目のうち、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考により、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生について必要な事項は、学長が別に定める。

(特別聴講学生)

第48条 学長は、他の大学又は短期大学の学生で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、本学の教育研究に支障のない範囲において特別聴講学生として受け入れることができる。

- 2 学長は、特別聴講学生に対し、単位を与えることができる。
- 3 特別聴講学生について必要な事項は、学長が別に定める。

(研修生)

第49条 学長は、他の大学等から、その所属する職員に特定の専門事項について研修させるため、本学に派遣の申し出のあるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、研修生として受け入れることができる。

- 2 研修生について必要な事項は、学長が別に定める。

(研究生)

第50条 学長は、本学教員の指導を受けて特定の事項に関する研究に従事することを希望する者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、本学の教育研究に支障のない範囲において選考のうえ研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生について必要な事項は、学長が別に定める。

(外国人留学生)

第51条 学長は、外国人留学生として本学に入学を志願する者があるときは、本学の教

育研究に支障のない範囲において選考のうえ入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生について必要な事項は、学長が別に定める。

第11章 その他

(公開講座等)

第52条 開かれた大学としての地域社会への貢献と、広く県民の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座の開設その他の大学開放の事業を行うことができる。

- 2 公開講座等について必要な事項は、別に定める。

(受託研究及び共同研究)

第53条 本学の学術研究に資するため必要と認めるときは、受託研究及び共同研究を行うことができる。

- 2 受託研究及び共同研究について必要な事項は、別に定める。

(その他)

第54条 実践教育センター、ヒューマンサービスセンター、アドミッションセンター、イノベーション政策研究センター及び附属図書館について必要な事項は、この学則の規定にかかわらず、学長が別に定める。

(委任)

第55条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、平成30年度、31年度の学科及び専攻並びに入学定員、編入学定員、編入学する年次及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	編入学定員(年次)	収容定員
看護学科	90人	8人(3年次)	376人
栄養学科	40人	4人(3年次)	168人
社会福祉学科	60人	3人(2年次)	249人
リハビリテーション学科			
理学療法学専攻	20人		80人
作業療法学専攻	20人		80人
計	230人	15人	953人

- 3 この学則の施行の日前から引き続き平成30年4月1日に在籍する学生に係る授業科目単位数、履修科目及び修了要件（以下「授業科目等」という。）は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 廃止前の神奈川県立保健福祉大学大学学則及び神奈川県立保健福祉大学大学院学則で受けた許可等は、この学則の相当規定により受けた許可等とみなす。
- 5 廃止前の神奈川県立保健福祉大学大学学則及び関係規程により授与された称号は、この学則の相当規定により授与されたものとみなす。
- 6 この学則の施行の日以降において編入学、転入学及び再入学に係る授業科目等は、当該者の属する年次と同一の年次に属する学生の例による。

附 則

(施行期日等)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 第5条第3項の規定にかかわらず、令和5年度までの研究科・専攻・課程の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻・課程	入学定員	収容定員
保健福祉学研究科		
保健福祉学専攻		
博士前期課程	20人	40人
博士後期課程	5人	15人
ヘルスイノベーション研究科		
ヘルスイノベーション専攻		
修士課程	15人	30人
博士課程	2人	6人
計	42人	91人

神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科規則

目次

- 第 1 章 総則(第1条・第2条)
- 第 2 章 組織(第3条～第6条)
- 第 3 章 編入学生等の修業年限及び在学年限(第7条・第8条)
- 第 4 章 入学(第9条～第12条)
- 第 5 章 教育課程、単位及び履修方法(第13条～第19条)
- 第 6 章 修了(第20条)
- 第 7 章 その他(第21条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、神奈川県立保健福祉大学学則(以下「学則」という。)に定めのあるものの外、神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科(以下「研究科」という。)の組織運営に関し、必要な事項を定める。

(養成する人材)

第2条 研究科は、保健福祉学の理論及び応用を教授研究し、博士前期課程では、保健・医療・福祉にかかわる広い理解をもってそれぞれの分野と連携・協力を目指すことのできる高度専門職業人を養成し、また、博士後期課程では、専攻分野について自立して研究活動を行い、保健福祉学の理論的基盤を探求し、かつ高度な専門的知識を有する研究者、教育者を養成する。

第2章 組織

(副研究科長)

第3条 研究科に、副研究科長を置くことができる。

2 副研究科長は、研究科長を補佐する。

(研究科教授会)

第4条 教授会は、研究科の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。ただし、学長が必要と認めるときは、その他の職員を加えることができる。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了及び賞罰に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前各号に規定するもののほか、研究科の教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める事項
- 3 教授会は前項に規定するもののほか、学長及び研究科長(以下「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 その他教授会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(研究科運営会議)

第5条 研究科に研究科内の連絡調整を行い、もって研究科の運営を円滑にするため、研究科運営会議を置く。

2 研究科運営会議は、研究科長、副研究科長、事務局長、事務局次長、総務部長、教務学生部長及び企画・地域貢献部長をもって組織する。ただし、研究科長が必要と認めるときは、教員その他の職員を加えることができる。

3 その他、研究科運営会議の組織運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第6条 研究科に常設又は臨時の委員会を置くことができる。

2 委員会について必要な事項は、学長が別に定める。

第3章 編入学生等の修業年限及び在学年限

(修業年限)

第7条 第11条の規定により入学した学生及び第19条第1項の規定により、学長が長期にわたる教育課程の履修を認めた学生の修業年限は、学則第25条ただし書きの規定に基づき、学長が別に定める。

(在学年限)

第8条 第11条の規定により入学した学生及び第19条第1項の規定により、学長が長期にわたる教育課程の履修を認めた学生の在学年限は、学則第26条ただし書きの規定に基づき、学長が別に定める。

第4章 入学

(入学の時期)

第9条 学則第27条で規定する学期の始めとすることができる場合は、学長が特別の必要があり、教育上支障がないと認めるときとする。

(入学資格)

第 10 条 博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第 83 条に規定する大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育による 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が三年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、五年)以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年 2 月文部省告示第 5 号)
- (9) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位や専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者

- (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程(文部科学大臣指定外国大学(大学院相当)日本校)を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者(平成元年文部科学省告示第118号)
- (7) 研究科において個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時まで24歳に達した者
(編入学、転入学及び再入学)

第11条 学長は、研究科への編入学、転入学及び再入学を志願する者があるときは、選抜のうえ、教授会の意見を聴いた上で相当年次に入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、編入学、転入学及び再入学に必要な事項は別に定める。
(編入学等の取扱い)

第12条 前条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び履修した単位の取扱い並びに在学する年限については、教授会の意見を聴いた上で学長が定める。

第5章 教育課程、単位及び履修方法

(授業科目)

第13条 博士前期課程の授業科目の種類及び単位数は、別表1のとおりとし、博士後期課程の授業科目の種類及び単位数は、別表3のとおりとする。

2 前項に規定する授業科目の履修方法その他必要な事項は、学長が別に定める。
(単位の計算方法)

第14条 前条に規定する授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第15条 学長は、研究科の授業科目を履修し、必要な学修の成果をあげた者には、所定の単位を与える。

2 単位の認定方法について必要な事項は、学長が別に定める。

(成績の評価)

第 16 条 研究科の授業科目の成績は、S、A、B、C、Dの評語をもって表し、S、A、B及びCに所定の単位を与え、Dには単位を与えない。ただし、評点を付さない授業科目については、授与又は不授与をもって表す。また、評価不能については／をもって表す。

(入学前の既修得単位の認定)

第 17 条 学長は、教育上有益と認めるときは、研究科の学生が本学に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第 15 条)を、研究科に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(他大学院における授業科目の履修等)

第 18 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、研究科の学生が当該他の大学院で履修した授業科目を本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 19 条 博士前期課程に在学している学生が、学則第 25 条で定める標準修業年限を超えて一定の期間(以下「長期履修期間」という。)にわたり教育課程を履修して博士前期課程を修了することを申し出たときは、第7条の規定にかかわらず学長は、その計画的な履修を認めることができる。

2 その他、長期にわたる教育課程の履修について必要な事項は、学長が別に定める。

第6章 修了

(修了)

第 20 条 学長は博士前期課程に2年(第 11 条の規定に基づき入学した研究科の学生については、別に定める期間)以上在学し、別表1に定める授業科目を履修し、及び別表2に定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び試験に合格した学生について、課程の修了を認定する。ただし、在学中に特に優れた業績を上げた学生については博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 学長は博士後期課程に3年(第 11 条の規定に基づき入学した研究科の学生については、別に定める期間)以上在学し、別表3に定める授業科目を履修し、及び別表4に定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び試験に合格した学生について、課程の修了を認定する。

3 学長は、課程の修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

第7章 その他

(委任)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前から引き続き平成 31 年4月1日に在籍する学生に係る授業科目、単位数、履修科目及び修了要件(以下「授業科目等」という。)は、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前から引き続き平成 30 年4月1日に在籍する学生に係る授業科目、単位数、履修科目及び修了要件(以下「授業科目等」という。)は、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 廃止前の神奈川県立保健福祉大学大学院学則で受けた許可等は、この規則の相当規定により受けた許可等とみなす。

4 この規則の施行の日以降において編入学、転入学及び再入学に係る授業科目等は、当該者の属する年次と同一の年次に属する学生の例による。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第13条関係)

授業科目の名称			配当 年次	単位数			授業形態			時間 数	備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実習		
(保健福祉学研究科保健福祉学専攻 博士前期課程)											
共通科目	連携科目	基幹科目	ヒューマンサービス特論・演習	1・2	3		○			60	3単位必修
		行政・政	保健福祉行政特論	1・2		2	○			30	7単位以上選択
		管理	人事管理・育成論	1・2		2	○			30	看護領域CNSコースにおいては、4単位以上（コンサルテーション論・研究法Ⅰ・Ⅱいずれかを含む）、助産実践コースにおいては、10単位以上を選択（研究法Ⅰ・研究法Ⅱを含む）
		地域	ケアマネジメント・地域ケア特論	1・2		2	○			30	
		教育	教育方法論概説	1・2		2	○			30	
		連携門	コンサルテーション論	1・2		2	○			30	
	基礎科目		研究法Ⅰ	1・2		2	○			30	養護教諭専修免許及び栄養教諭専修免許取得希望者は、教育方法論概説・コンサルテーション論・研究法Ⅰ・Ⅱを含む8単位以上を選択
			研究法Ⅱ	1・2		2	○			30	
授業科目の概要	専門科目	看護倫理＊Ⅰ	1・2		2		○			30	10単位以上選択
		看護理論＊	1・2		2		○			30	
		看護管理学・政策特論＊	1・2		2		○			30	看護領域CNSコースにおいては、＊科目から6単位以上、※科目6単位を選択する。
		看護管理学・政策演習	1・2		2			○		60	
		看護教育学特論＊Ⅰ	1・2		2		○			30	小児看護CNSコースにおいては、＊※科目に加えて、小児看護学特論Ⅰ～Ⅴ9単位、小児看護学演習Ⅰ～Ⅲ計5単位、小児看護学実習Ⅰ～Ⅲ計10単位、および看護課題研究4単位の合計40単位以上を履修する。
		看護教育学演習Ⅰ	1・2		2			○		60	
		臨床薬理学※	1・2		2		○			30	がん看護CNSコースにおいては、＊※科目に加えて、がん看護学特論Ⅰ～Ⅳ計8単位、がん看護学演習Ⅰ～Ⅲ計6単位、がん看護学実習Ⅰ～Ⅲ計10単位、および看護課題研究4単位の合計40単位以上を履修する。
		フィジカルアセスメント※	1・2		2		○			30	
		病態生理学※	1・2		2		○			30	ただし、↑は小児看護CNSコースに、↓はがん看護CNSコースに限る。
		基礎看護学特論	1・2		2		○			30	
		基礎看護学演習	1・2		2			○		60	養護教諭専修免許取得希望者は、Ⅰから学校看護学特論、学校看護学演習を含む12単位以上を履修する。
		ウイメンズヘルスケア特論	1・2		2		○			30	
		ウイメンズヘルスケア演習	1・2		2			○		60	
		小児看護学特論ⅠⅠ	1・2		2		○			30	
		小児看護学特論Ⅱ↑	1・2		2		○			30	
		小児看護学特論Ⅲ↑	1・2		2		○			30	
		小児看護学特論Ⅳ↑	1・2		2		○			30	
		小児看護学特論Ⅴ↑	1・2		1		○			15	
		小児看護学演習ⅠⅠ	1・2		2			○		60	
		小児看護学演習Ⅱ↑	1・2		1			○		30	
		小児看護学演習Ⅲ↑	1・2		2			○		60	
		小児看護学実習Ⅰ↑	1・2		2				○	90	
		小児看護学実習Ⅱ↑	1・2		2				○	90	
		小児看護学実習Ⅲ↑	1・2		6				○	270	
		慢性看護学特論	1・2		2		○			30	
		慢性看護学演習	1・2		2			○		60	
		先端侵襲緩和ケア特論	1・2		2		○			30	
		先端侵襲緩和ケア演習	1・2		2			○		60	
		療養生活支援看護学特論	1・2		2		○			30	
		療養生活支援看護学演習	1・2		2			○		60	
		精神保健看護学特論Ⅰ	1・2		2		○			30	
		精神保健看護学演習Ⅰ	1・2		2			○		60	
		地域看護学特論Ⅰ	1・2		2		○			30	
		地域看護学演習Ⅰ	1・2		2			○		60	
		学校看護学特論Ⅰ	1・2		2		○			30	
		学校看護学演習Ⅰ	1・2		2			○		60	
		がん看護学特論Ⅰ	1・2		2		○			30	
		がん看護学特論Ⅱ↓	1・2		2		○			30	
		がん看護学特論Ⅲ↓	1・2		2		○			30	
		がん看護学特論Ⅳ↓	1・2		2		○			30	
		がん看護学演習Ⅰ	1・2		2			○		60	
		がん看護学演習Ⅱ↓	1・2		2			○		60	
		がん看護学演習Ⅲ↓	1・2		2			○		60	
		がん看護学実習Ⅰ↓	1・2		2				○	90	
		がん看護学実習Ⅱ↓	1・2		2				○	90	
		がん看護学実習Ⅲ↓	1・2		6				○	270	
		看護開発学特論	1・2		2		○			30	
		看護開発学演習	1・2		2			○		60	
		看護課題研究	1～2	4				○		90	4単位必修 (看護領域CNSコース)
		看護学特別研究	1～2	10				○		150	10単位必修 (看護領域CNSコース・助産実践コースを除く)

授業科目の名称				配当 年次	単位数			授業形態			時間 数	備考			
					必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 習					
授 業 科 目 の 概 要	専 門 科 領 域	栄 養	人間栄養学	1・2	2			○			30	4単位必修 6単位以上選択 栄養教諭専修免許取得希望者は必修科目4単位、Ⅰから 栄養実践活動調査研究特論を含む8単位以上を履修する。			
			臨床栄養学特論Ⅰ	1・2		2		○			30				
			臨床栄養学特論演習Ⅰ	1・2		2			○		60				
			食品機能学特論Ⅰ	1・2		2		○			30				
			栄養ケア・マネジメント特論	1・2	2			○			30				
			栄養ケア・マネジメント特論演習Ⅰ	1・2		2			○		60				
			栄養ケア・マネジメント実習Ⅰ	1・2		2				○	90				
			栄養実践活動調査研究特論Ⅰ	1・2		2		○			30				
			栄養実践活動調査研究特論演習Ⅰ	1・2		2			○		60				
			栄養政策論	1・2		2		○			30				
栄養学特別研究			1～2	10				○		150	10単位必修				
教 職 科 目			養護・栄養教諭連携論	1・2			2	○			30	養護・栄養教諭連携論を含む自由4単位 ※1は養護教諭専修免許取得希望者のみ ※2は栄養教諭専修免許取得希望者のみ			
			学校保健学特論※1	1・2			2	○			30				
			学校栄養教育特論※2	1・2			2	○			30				
専 門 科 目 の 概 要	専 門 科 領 域	社 会 福 祉	社会保障特論	1・2		2		○			30	10単位以上選択			
			介護福祉特論	1・2		2		○			30				
			ソーシャルワーク特論Ⅰ	1・2		1		○			15				
			ソーシャルワーク特論Ⅱ	1・2		1		○			15				
			ソーシャルワーク特論Ⅲ	1・2		1		○			15				
			ソーシャルワーク特論Ⅳ	1・2		1		○			15				
			社会福祉調査研究方法論	1・2		2		○			30				
			社会福祉原論	1・2		2		○			30				
			児童福祉特論	1・2		2		○			30				
			高齢者福祉特論	1・2		2		○			30				
			障害者福祉特論	1・2		2		○			30				
			低所得者福祉特論	1・2		2		○			30				
			社会福祉特別演習	1・2		2			○		60				
			地域福祉特論	1・2		1		○			15				
社会福祉学特別研究			1～2	10				○		150	10単位必修				
専 門 科 目	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 領 域	理 学 療 法 学	運動機能制御学特論	1・2		2		○			30	10単位以上選択			
			運動機能制御学特論演習	1・2		4			○		60				
			運動機能障害理学療法学特論	1・2		2		○			30				
			運動機能障害理学療法学特論演習	1・2		4			○		60				
			臨床理学療法学特論	1・2		2		○			30				
			臨床理学療法学特論演習	1・2		4			○		60				
			理学療法学特別研究	1～2	10				○		150	10単位必修			
	作 業 療 法 学	機能障害作業療法学特論	1・2		2		○			30	10単位以上選択				
		機能障害作業療法学演習	1・2		3			○		45					
		生活障害作業療法学特論	1・2		2		○			30					
		生活障害作業療法学演習	1・2		3			○		45					
		作業療法学特別研究			1～2	10				○		150	10単位必修		
		学位又は称号		修士（看護学）	学位又は学科の分野			保健衛生学関係（看護学関係）、家政関係、社会学・社会福祉学関係、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）							
				修士（栄養学）											
修士（社会福祉学）															
修士（リハビリテーション学）															
修了要件及び履修方法												授業期間等			
2年以上在籍し、共通科目10単位以上（必修科目3単位、選択科目7単位）、専門科目10単位以上、特別研究10単位、合計30単位以上を履修する。 看護領域のCNSコースにおいては、2年以上在籍し、共通科目6単位以上（必修科目3単位、選択科目4単位以上）、修士論文に代えて看護課題研究4単位を含む専門科目40単位以上、合計46単位以上を履修する。												1 学年の学期区分			2期
												1 学期の授業期間			15週
												1 時限の授業時間			90分

別表 1 (第13条関係)

授業科目の名称				配当 年次	単位数			授業形態			時間 数	備考	
					必修	選択	自由	講義	演習	実習			
授 業 科 目 の 概 要	(保健福祉学研究科保健福祉学専攻 博士前期課程助産実践コース)												
	共通 科目	基幹科目	ヒューマンサービス特論・演習	1・2	3			○			60	10単位以上を選択 (研究法Ⅰ・研究法Ⅱを含む)	
		連携 科目	政策・行政	保健福祉行政特論	1・2		2		○				30
			管理	人事管理・育成論	1・2		2		○				30
			地域	ケアマネジメント・地域ケア特論	1・2		2		○				30
			専門 連携	コンサルテーション論	1・2		2		○				30
			基礎科目	研究法Ⅰ	1・2		2		○				30
		研究法Ⅱ		1・2		2		○			30		
	専 門 の 科 目	看護 領域 科目	助産学特論Ⅰ	1・2	1			○			15	4単位以上選択	
			助産学特論Ⅱ	1・2	1			○			15		
			助産学特論演習Ⅰ	1・2	2				○		60		
			助産学特論演習Ⅱ	1・2	2				○		60		
			助産学応用演習	1・2	3					○	90		
			助産学概論	1・2	2			○			30		
			助産基礎特論Ⅰ	1・2	2			○			30		
			助産基礎特論Ⅱ	1・2	2			○			30		
			助産診断技術特論Ⅰ	1・2	2			○			30		
			助産診断技術特論Ⅱ	1・2	2			○			30		
			助産診断技術特論Ⅲ	1・2	2			○			30		
			助産実践演習Ⅰ	1・2	2				○		60		
			助産実践演習Ⅱ	1・2	2				○		60		
			助産地域母子支援特論	1・2	2			○			30		
			助産管理特論	1・2	2			○			30		
			助産実践実習	1・2	11					○	330		
			看護倫理	1・2		2		○			30		
			看護理論	1・2		2		○			30		
			看護管理学・政策特論	1・2		2		○			30		
			看護管理学・政策演習	1・2		2			○		60		
			看護教育学特論	1・2		2		○			30		
			看護教育学演習	1・2		2			○		60		
			臨床薬理学	1・2		2		○			30		
			フィジカルアセスメント	1・2		2		○			30		
			病態生理学	1・2		2		○			30		
			基礎看護学特論	1・2		2		○			30		
			基礎看護学演習	1・2		2			○		60		
			ウイメンズヘルスクエア特論	1・2		2		○			30		
			ウイメンズヘルスクエア演習	1・2		2			○		60		
			小児看護学特論Ⅰ	1・2		2		○			30		
			小児看護学演習Ⅰ	1・2		2			○		60		
			慢性看護学特論	1・2		2		○			30		
			慢性看護学演習	1・2		2			○		60		
			先端侵襲緩和ケア特論	1・2		2		○			30		
			先端侵襲緩和ケア演習	1・2		2			○		60		
			療養生活支援看護学特論	1・2		2		○			30		
			療養生活支援看護学演習	1・2		2			○		60		
			精神保健看護学特論	1・2		2		○			30		
			精神保健看護学演習	1・2		2			○		60		
			地域看護学特論	1・2		2		○			30		
			地域看護学演習	1・2		2			○		60		
			がん看護学特論Ⅰ	1・2		2		○			30		
			がん看護学演習Ⅰ	1・2		2			○		60		
			看護開発学特論	1・2		2		○			30		
			看護開発学演習	1・2		2			○		60		
看護課題研究	1～2	4				○		90					
学位又は称号		修士（看護学）		学位又は学科の分野			保健衛生学関係（看護学関係）、家政関係、社会学・社会福祉学関係、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）						
修了要件及び履修方法							授業期間等						
2年以上在籍し、共通科目13単位以上（必修科目3単位、選択科目10単位以上）、修士論文に代えて看護課題研究4単位を含む専門科目48単位以上（必修科目44単位、選択科目4単位以上）、合計61単位以上を履修する。							1 学年の学期区分		2期				
							1 学期の授業期間		15週				
							1 時限の授業時間		90分				

別表 2 (第20条関係)

1 看護領域の修了に必要な単位数

区 分	修了要件単位数		
	必修	選択	計
共通科目	3	7	10
専門科目		10	10
特別研究	10		10
合 計	13	17	30

2 看護領域(CNSコース)の修了に必要な単位数

区 分	修了要件単位数		
	必修	選択	計
共通科目	3	4	7
専門科目		36	36
課題研究	4		4
合 計	7	40	47

3 看護領域(助産実践コース)の修了に必要な単位数

区 分	修了要件単位数		
	必修	選択	計
共通科目	3	10	13
専門科目		44	44
課題研究	4		4
合 計	7	57	61

4. 栄養領域の修了に必要な単位数

区 分	修了要件単位数		
	必修	選択	計
共通科目	3	7	10
専門科目	4	6	10
特別研究	10		10
合 計	17	13	30

5 社会福祉領域の修了に必要な単位数

区 分	修了要件単位数		
	必修	選択	計
共通科目	3	7	10
専門科目		10	10
特別研究	10		10
合 計	13	17	30

6 リハビリテーション領域(理学療法)の修了に必要な単位数

区 分	修了要件単位数		
	必修	選択	計
共通科目	3	7	10
専門科目		10	10
特別研究	10		10
合 計	13	17	30

7 リハビリテーション領域(作業療法)の修了に必要な単位数

区 分	修了要件単位数		
	必修	選択	計
共通科目	3	7	10
専門科目		10	10
特別研究	10		10
合 計	13	17	30

神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科規則（以下「規則」という。）第13条第2項の規定に基づき、履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目等)

第2条 博士前期課程の学生は、規則別表1で定める授業科目のうち他領域の講義科目を履修することができる。

2 前項の規定により他領域の授業科目の履修を希望する学生は、担当教員の承諾を得て、指定する期日までに他領域等科目履修申請書（様式第1号）を学長に提出しなければならない。

3 前1項の規定により修得した単位は、修了の要件となる単位に算入しない。

(履修登録)

第3条 学生は、履修しようとする授業科目について、学期ごとに別に定める期日までに履修登録をしなければならない。

2 次に掲げる授業科目は履修することができない。

(1) 既に単位を修得した授業科目

(2) 授業時間が重複する授業科目

(欠席届)

第4条 病気その他やむを得ない理由により授業を受けることができなかった学生は、欠席届（様式第2号）を当該科目の担当教員に提出することができる。

(交通機関の不通等に伴う休講)

第5条 次の各号いずれかに該当する時、授業は原則として休講とする。

(1) 事故、地震、積雪、ストライキ等により下記2線のいずれもが不通の時。

ただし、バス等による振替輸送がある場合は、不通とみなさない。

京浜急行線（横浜～久里浜間） J R 横須賀線（横浜～久里浜間）

(2) 県内に、暴風、大雪、暴風雪、特別警報（以下「警報」という。）発令時

2 前項により休講となった場合でも、京浜急行線、J R 横須賀線が復旧した場合、または、警報が解除された場合は次のとおり授業を行う。

復旧(警報解除)時間	授業実施時限
7:00 現在で復旧(警報が解除)された場合	1 時限から実施
8:30 現在で復旧(警報が解除)された場合	2 時限から実施
11:00 現在で復旧(警報が解除)された場合	3 時限から実施
12:30 現在で復旧(警報が解除)された場合	4 時限から実施
14:30 現在で復旧(警報が解除)された場合	5 時限から実施
16:30 現在で復旧(警報が解除)された場合	6 時限から実施

18:30 現在で復旧(警報が解除)された場合	7 時限から実施
-------------------------	----------

- 3 第1項に定める場合のほか、学長は災害その他緊急と認める場合は、授業を休講とすることができる。

(試験)

第6条 試験の実施は、学期末に期間を定めて行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては学期中に随時試験を行うことができる。
3 試験は、筆記、口述、レポート提出、実技、実習等の方法により行う。

(成績評価、単位の授与)

第7条 成績は、シラバスに定める単位認定方法及び基準並びに前条で定める試験等により判定する。

- 2 前項で判定した成績の評価基準は、次のとおりとし、S、A、B及びCに所定の単位を与え、D及び／には単位を与えない。

評 価	達成度	評 点	グレート ポイント G P	単位の授与
S	科目の到達目標を十分に達成し、特に優れていると認められる	90点～100点	4	授与する
A	科目の到達目標を十分に達成している	80点～89点	3	
B	科目の到達目標を達成している	70点～79点	2	
C	科目の到達目標を最低限度達成している	60点～69点	1	
D	科目の到達目標を達成していない	59点以下	0	授与しない
／	履修辞退	評価不能	算定しない	—

- 3 評点を付さない授業科目は、授与、不授与をもって表わし、GPには算定しない。
4 評価不能については別に定める。
5 再試験において単位を授与する場合の評価・評点はC(60点)とする。
6 学生は単位を授与されなかった科目を、再履修することができる。
7 出席時間数が講義及び演習においては授業時間数の3分の2に満たない学生、実験及び実習においては授業時間数の5分の4に満たない学生には、単位は与えない。

(追試験)

第8条 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった学生は、願い出により当該科目について追試験を受けることができる。

- 2 前項の規定により追試験を受けようとする学生は、追試験願(様式第3号)に病気の場合にあっては医師の診断書、その他の場合にあっては理由を証する書面を添付し、原則として当該科目の試験の日から1週間以内に学長に提出しなければならない。

(再試験)

第9条 試験及び追試験において単位を授与されなかった学生に対しては、担当教員の判断に基づき当該科目について再試験を行うことができる。

(試験を受けることができない学生)

第10条 次のいずれかに該当する学生は、試験を受けることができない。

- (1) 履修登録をしていない学生
- (2) 試験開始時刻に30分を超えて遅参した学生

(不正行為)

第11条 試験において不正行為をした学生は、その期に実施する試験のうち、その時間以降の試験の受験資格を失う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(様式第1号)

他領域等科目履修申請書

年 月 日

神奈川県立保健福祉大学長 様

領域 _____

学籍番号 _____

氏名 _____

次のとおり、担当教員の承諾を得たので、他領域の専門科目の履修を申請します。

1 授業科目名 _____

2 担当教員名

(様式第2号)

欠 席 届

年 月 日

様

- ☐ 博士前期課程 (領域)
☐ 博士後期課程

学籍番号

氏名

次のとおり授業を欠席しましたので、報告します。

授 業 科 目 名

欠 席 の 日 時

欠 席 の 理 由

※ 医師の診断書その他欠席した理由を証する書類を添付すること
この欠席届の成績の評価への取扱いは、担当教員の判断となる

(様式第3号)

追 試 験 願

年 月 日

神奈川県立保健福祉大学長 様

- ☐ 博士前期課程 (領域)
☐ 博士後期課程

学籍番号 _____

氏名 _____

次のとおり試験を受験することができなかったので、追試験を実施してくださるようお願いいたします。

授 業 科 目 名 _____

受験できなかった理由

※ 医師の診断書その他試験を受けられなかった理由を証する書類を添付すること

神奈川県立保健福祉大学学位規則

(目的)

第1条 この規則は、神奈川県立保健福祉大学学則第36条の規定に基づき、学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 学位に付記する専攻分野の名称は、別表1のとおりとする。

(学位の名称)

第3条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、学士の学位を授与された者は「神奈川県立保健福祉大学」を、修士及び博士の学位を授与された者は「神奈川県立保健福祉大学大学院」と付記するものとする。

(学位論文の提出要件)

第4条 修士論文(課題研究を含む)及び博士論文(以下「学位論文」という。)を提出できる者は、予定した修業年限の最終年度のものであり、所定の単位を修得した者又は学位論文の審査の日までに所定の単位を修得できる見込みのある者で、必要な研究指導を受けた者とする。

2 前項に規定する者のほか、博士後期課程または博士課程において、3年以上在学し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けたものの、博士論文審査を終了せずに研究科教授会の意見をもとに学長の許可を得て退学した者(退学後1年以内に限る)も、研究科長の許可を得た場合は博士論文を提出できる。

(学位論文)

第5条 学位論文は1編とし、研究科長に提出するものとする。また、必要により参考論文を添付することができる。なお、提出部数は別に定める。

2 提出した学位論文及び参考論文は返却しない。

(学位論文の審査)

第6条 修士の学位論文の審査は、神奈川県立保健福祉大学大学院研究科規則第4条第1項で規定する教授会(以下「教授会」という。)で決定した主査1名、副査2名で行う。

2 博士論文の審査は、博士論文審査会で行う。

(最終試験)

第7条 主査及び副査は、学位論文の内容及び専門領域に関する最終試験を口頭試問により行う。

(審査結果の報告)

第8条 主査は前条の審査結果を教授会に報告する。

2 教授会は前項の報告に基づき可否について審議する。

(合格者の報告)

第9条 教授会は、教授会の審議結果を学長に報告する。

(修士及び博士の学位の授与)

第10条 学長は、前条の報告に基づき、修士及び博士の学位を授与することができる。

(学位記の様式)

第11条 学位記の様式は別表2のとおりとする。

(学位授与の報告)

第12条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3か月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

(論文審査要旨の公表)

第13条 学長は、博士の学位を授与したときは、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を神奈川県立保健福祉大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）で公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、当該学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に公表されている場合は、この限りではない。

2 前項に規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合は、大学の承認を受けて、当該学位の論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、大学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

2 前2項に規定する博士の学位を授与された者が行う公表は、リポジトリで行うものとする。

(学位授与の取消)

第15条 学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明した場合、又は本学の名誉を著しく毀損する行為があった場合は、学長は教授会の審議を経て学位を取消し、修了証書・学位記を返納させ、かつその旨を公表する。

(その他)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和6年12月5日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1 学士の学位に付記する専攻分野の種類

学 部	専攻分野の種類
保健福祉学部	看護学 栄養学 社会福祉学 理学療法学 作業療法学

2 修士の学位に付記する専攻分野の種類

研 究 科	専攻分野の種類
保健福祉学研究科	看護学 栄養学 社会福祉学 リハビリテーション学
ヘルスイノベーション研究科	公衆衛生学

3 博士の学位に付記する専攻分野の種類

研 究 科	専攻分野の種類
保健福祉学研究科	保健福祉学
ヘルスイノベーション研究科	公衆衛生学

別表 2（第 11 条関係）

第 1 号様式（学士の学位記 日本工業規格 A 3 横）

第 号	神奈川 県立保 健福祉 大学長 氏 名	年 月 日	学士（ 学）の 学位を 授与す る	所定の 課程を 修めて 本学を 卒業し たこと を認め、	本学保 健福祉 学部 学科	大学 印	氏 名 年 月 日生	卒業証書・学位記

第2号様式（修士の学位記① 日本工業規格A3 横）

修了証書・学位記

大学印

氏 名

年 月 日生

本学大学院保健福祉学研究科保健福祉学専攻
の博士前期課程において所定の単位を修得し
学位論文の審査及び最終試験に合格したので
修士（学）の学位を授与する

年 月 日

神奈川県立保健福祉大学長 氏 名

保修第 号

第3号様式（修士の学位記② 日本工業規格A3 横）

修了証書・学位記

大学印

氏 名

年 月 日生

本学大学院ヘルスイノベーション研究科
ヘルスイノベーション専攻の修士課程に
おいて所定の単位を修得し学位論文の
審査及び最終試験に合格したので
修士（公衆衛生学）の学位を授与する

年 月 日

神奈川県立保健福祉大学長 氏 名

へ修第 号

第4号様式（博士の学位記① 日本工業規格A3 横）

修了証書・学位記

大学印

氏 名

年 月 日生

本学大学院保健福祉学研究科保健福祉学専攻
の博士後期課程において所定の単位を修得し
学位論文の審査及び最終試験に合格したので
博士（保健福祉学）の学位を授与する

年 月 日

神奈川県立保健福祉大学長 氏 名

保博第 号

備考 第4条第2項に規定する者に学位を授与する場合にも、上記の学位記を授与する。

第5号様式（博士の学位記② 日本工業規格A3 横）

修了証書・学位記

大学印

氏 名

年 月 日生

本学大学院ヘルスイノベーション研究科
ヘルスイノベーション専攻の博士課程に
おいて所定の単位を修得し学位論文の
審査及び最終試験に合格したので
博士（公衆衛生学）の学位を授与する

年 月 日

神奈川県立保健福祉大学長 氏 名

へ博第 号

備考 第4条第2項に規定する者に学位を授与する場合にも、上記の学位記を授与する。